

令和8年度 滋賀県次世代国際交流・多文化共生人材育成事業 募集要項

1. 事業目的

本事業は、未来の滋賀県の国際交流・多文化共生社会の担い手となる人材を育成するため、滋賀県内で在学または在住する大学生等を対象に実施します。参加者は、滋賀県の外国人受け入れや多文化共生に関する施策を学んだ上で、県内で最も多い外国人の出身国であるベトナムにて現地研修を行い、帰国後はその経験を還元する地域貢献活動を行います。現地での交流や視察を通じて、国際感覚と多文化共生意識の醸成を図るとともに、県内外国人について包括的に学び、研修を通じて接点を持つことで、地域の国際交流・多文化共生活動に貢献する人材を育成します。

2. 事業内容

本事業は、(1)～(3)の3段階で構成されます。参加者が多角的に学び、実践的な経験を積んだうえで、その経験を地域に還元する機会を提供します。すべての行程への参加が必須です。※日程は調整中のため、変更となる可能性があります。

(1) 事前学習

概要：滋賀県とベトナムの交流経緯や滋賀県の多文化共生政策や外国人受け入れ体制等に関する講座、県内ベトナム人受け入れ企業への訪問による聞き取り等を行う。事前学習で学んだことをベトナム現地で紹介するための発表準備を行う。会場は滋賀県庁（大津市京町四丁目1-1）を予定。

6/20（土）	事前研修① 事業説明、県の取組紹介
6月下旬 （平日）	事前研修② ベトナム人受け入れ県内企業訪問 ※参加者決定後に日程調整。
7/4（土）	事前研修③ グループワーク（発表準備）
7/18（土）	事前研修④ 発表練習
7/25（土）	事前研修⑤ 発表練習、渡航準備

(2) 現地研修

概要：日本語を学習し、日本へ就職意欲のある現地学生に対して滋賀県について紹介するとともに、グループ別の意見交換を行う。その他、現地政府関係機関への訪問や、ハロン湾や市内マーケット等を視察する。

8/17（月）	大阪府 ハノイ市	・関西国際空港（集合） ・関西国際空港～ノイバイ国際空港 ・ハノイ市内視察等
---------	-------------	--

8/18 (火)	ハノイ市	・駐ベトナム日本大使館、政府関係機関等訪問 ・ハノイ工科大学訪問交流
8/19 (水)	ハノイ市	・ハノイ工科大学学生とのグループ別意見交換 (グループ別自由行動)
8/20 (木)	ハノイ市 クアンニン省	・グループ別プレゼンテーション発表 ・ハノイ市～クアンニン省移動
8/21 (金)	クアンニン省 ハノイ市	・ハロン大学訪問交流 ※調整中 ・ハロン湾 (世界遺産) 視察、市内視察 ・クアンニン省～ノイバイ国際空港
8/22 (土)	ハノイ市 大阪府	・ハノイ国際空港～関西国際空港 ・関西国際空港 (解散)

(3) 事後報告活動

概要：研修で得た「学び」を還元し、地域の国際交流・多文化共生に資する取組に貢献する。

- ・事後報告書の作成、県情報誌等での活動報告レポート寄稿
- ・多文化共生県民交流イベント (11月予定) への運営ボランティアとしての参加
- ・県内イベントでの活動報告

3. 募集人数

12名程度

4. 応募要件

以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 令和8年4月1日現在、滋賀県内の大学、大学院、短期大学またはこれらに類する教育機関に在籍している者、または滋賀県内に在住し、大学、大学院、短期大学またはこれらに類する教育機関に通学している者。
- (2) 令和8年4月1日時点で満25歳以下である者。
- (3) 本事業の目的や趣旨に賛同し、国際交流や多文化共生に強い関心がある者。
- (4) 事前学習、現地研修、事後報告を含む全日程に参加できる (意欲のある) 者。
- (5) 現地学生と交流・意見交換において、日本語/英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る意欲のある者。
- (6) 本事業終了後も、滋賀県の国際交流・多文化共生に関する活動に積極的に関わる意欲がある者。
- (7) 健康状態が良好であり、海外渡航や研修への参加に支障がない者。
- (8) すべての行程において、集団行動や規律を守り、責任ある行動ができる者。
- (9) 渡航の妨げとなる事項 (犯罪歴等) がない者。

- (10) 渡航に必要なパスポート等の取得が可能である者。
- (11) 自らの負担でインターネットに接続できる端末や通信環境等を準備できる者。
- (12) 事業の活動の一環で、滋賀県や訪問先団体等が撮影した写真、動画等について、滋賀県および関係団体の HP、SNS およびその他広報に用いることに同意できる者。

5. 費用について

滋賀県負担費用	ベトナムへの渡航費（航空券・空港使用料等）、現地宿泊費、現地交通費、食費（航空券およびホテルのサービスに含まれるもの）、海外旅行保険 ※航空券の価格変動等に伴い、一部自己負担が発生する可能性があります。
自己負担費用	滋賀県負担費用として記載のない費用 例）事前研修/事後報告活動参加にかかる交通費、関西大阪空港までの国内交通費※、現地食費、パスポート取得費用、個人的支出（お土産代、自由時間の飲食・活動費、宿泊ホテルでの追加サービス使用料等） ※飛行機が午前の便の場合、居住地によって前泊が必要になる可能性があります。

6. 申請方法

参加申請書をメールにて下記のとおり提出してください。

- ・提出先 Email アドレス：kokusai@pref.shiga.lg.jp
- ・メール件名：ベトナム交流事業申請書提出

7. 申請期限

令和 8 年 5 月 22 日（金） 16：00

※締め切り以降はいかなる理由も受け付けません。余裕をもって提出してください。

※メール受信後、2 営業日以内に受理の旨を返信します。

2 営業日たっても返信がない場合は、「10. 問い合わせ先」へお電話ください。

※メール提出が不可の場合は、「10. 問い合わせ先」へお電話の上、郵送でご提出ください。メール提出期限と同時刻に必着とします。

8. 選考方法

書類選考: 提出された応募書類に基づき、総合的に評価します。

結果通知: 書類選考の結果は、申請者全員にメールにて連絡します。なお、不採択の場合の理由説明は行いません。

※応募者多数の場合は、二次選考（Web 面接）を行います。その場合は、申請者全員に種類選考の結果と共にご案内します。

9. その他

- ・本事業を通じて得た個人情報は、本事業の運営（事後報告活動を含む）以外には使用しません。
- ・天災地変、国際情勢の変化、その他やむを得ない事情により、事業の中止または内容変更が生じる場合があります。
- ・選考終了後、応募要件を満たさないことや本事業への参加者としてふさわしくない言動等が見受けられた場合、事業への参加を途中でお断りする場合があります。
- ・海外での活動が含まれる特性上、本事業の参加にあたっては参加者自身の健康管理および安全確保に十分留意し、自己の責任において行動してください。主催者である滋賀県は、安全管理に最大限配慮しますが、万が一、事業期間中に発生した事故、疾病、または所持品の紛失・破損等については、主催者の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いかねます。

10. 問い合わせ先

滋賀県 総合企画部国際課（ベトナム担当：秋山）

所在地：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

TEL: 077-528-3060（平日 9：00～17：00）

Email: kokusai@pref.shiga.lg.jp